山北町議会基本条例に対する意見募集結果

1	意見募集期間	平成26年9月1日(月)~9月12日(金)
2	意見提出者	1名
3	意見件数	8件

		,
番号	寄せられた意見	意見に対する議会の考え方
1	前文に、山北町自治基本条例の趣旨	山北町自治基本条例(以下「自治基本
	「町民・議会・行政、協働で町を運営	条例」という。)、第6章(議会の役割及
	する」を加筆すべきである。	び責務) 第19条の2項において、「議会
		は、協働のまちづくりを進めるため町民
		の意見及び要望に関する広聴活動を行
		い、政策立案に反映するよう努めなけれ
		ばいけない。」と定めており、これを遵守
		し議会活動を進めてまいります。
2	第1条(目的)に、「町民参加」を加	議会改革に大変重要な要素は、町民参
	筆すべきである。	加と情報公開による開かれた議会であ
	第3条(議会の活動原則)の条項と	り、条例の前文及び第5条(町民と議会
	して、「町民参加と協働を基軸にした議	の関係)に、町民参加、情報公開及び民
	会運営に努めなければならない。」を加	意吸収を明記しております。
	えるべきである。	また、第8条は、この条例及び議会運
	第8条(議会及び議員の責務)の条	営に関する他の条例等を遵守することを
	項に、「議員は、町民参加と町民協働の	規定しています。
	議会運営を図るため、町民に必要な情	
	報を提供しその意見を的確にくみ取っ	
	て議員活動に反映させるとともに、町	
	民とともにまちづくりの活動に積極的	
	に参加し、これを推進する。」を加える	
	べきである	
3	第6条(議会及び議員と町長との関	第6条(議会及び議員と町長との関係)
	係)の町長を、答弁者が職員の場合が	の解説に明記した二元代表制とは、町民
	あるので、町長等と修正すべきである。	により直接選挙で選ばれた首長(以下「町
		長」という。) と議会議員は、ともに町民
		の代表であり、議会が町長と対等な関係
		にあります。よって、議員の質疑応答者
		の一方は町長であります。
4	第6条(議会及び議員と町長との関	この条例は議会運営の最高規範として
	係)に、一問一答方式の条項を加える	基本理念を明記したものであり、条項と
	べきである。	しては記述していません。

5	第6条(議会及び議員と町長との関	この条例は、他の市町村での議会改革
	係)に、反問権の条項を加えるべきで	及び議会基本条例を模したり比較するも
	ある。	のではなく、山北町議会としてさらに改
		善を必要とする取組みを条文化しまし
		た。
6	請願及び陳情の審議、提案者の意見	山北町議会委員会条例を制定し、運用
	を聴く機会を条文化すべきである。	しています。
7	全議員出席ものと年1回以上(議会	山北町議会報告会実施規定を制定し、
	報告会)開催すべきである。	運用しています。
8	その他、加えたい条項として、	議会運営に関する条例等として、すで
	① 法96条第2項の議決事項	に制定し運用しています。
	② 議会・議会事務局の体制整備、委	
	員会等適切な運営及び一般会議	
	の設置	
	③ 議員の政治倫理	
	(4) 議員報酬	